

ご存知
ですか

老朽化した空き家の取壊し、撤去に補助金

《事業名：美波町老朽住宅解体費支援事業》

○どんな事業？

美波町では、平成25年度から町民の安全・安心と住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的に、住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した（空き家）を解体するとき、その費用の一部を助成しています。



○いくら助成があるの？

解体費90万円まではその額の2/3（限度60万円）が補助金です。（国費30万円 町費30万円）

それ以上は個人負担となります。

- 例
- ①解体費60万円の場合（個人20万円 補助金40万円）
 - ②解体費120万円の場合（個人60万円 補助金60万円）

○どんな家が対象となるの？

美波町内の空き家になって長年（概ね10年以上）放置されたままとなっている住宅が対象です。家財道具、倉庫、車庫等は対象外です。

具体的には、規定された基準に基づき構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補助の対象点（100点）以上となる住宅が対象となります。その他にも対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

注）職員が補助の対象となるか見せて頂きますので事前にご相談してください。外観で判断出来ない場合は、住宅の内部を見せて頂きます。

○施工業者についての規定がありますか？

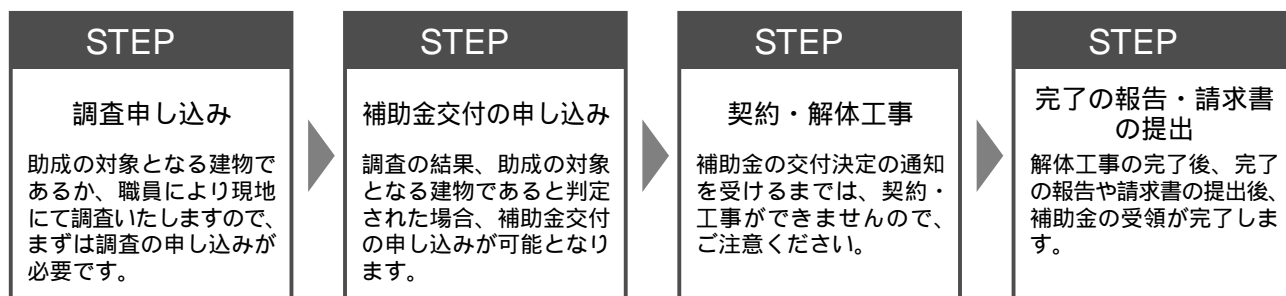
平成27年美波町建設工事指名業者名簿に登載の建設業者に工事を発注して頂きます。

○補助金を受けられる方は？

- ①空き家の所有者
- ②その他空家の所有者と同等と認める者
- ③町税等の滞納の無い方

○建物を解体すると固定資産税が上がるの？

住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなることより、土地の固定資産税が上がる場合があります。詳しくは、役場税務課（☎77-3615）にお問い合わせください。



※なお、申し込みが多い場合は、平成28年度以降とさせていただきます。

【お問い合わせ先】 役場総務企画課 ☎77-3611